

都城北諸県医療圏における入退院調整ルール 策定・運用事業について

1. 事業の内容

この事業は、医療と介護が連携することで、病院から在宅へ切れ目のない支援が行われ、介護が必要な人が安心して在宅療養ができる環境をつくることを目的としています。

都城北諸県医療圏内の多くの関係機関担当者が、検討・協議を行い、平成30年3月に地域の実情に応じた医療機関とケアマネの情報提供等に関するルールを策定し、運用を開始しました。

その後、運用していく中で出てきた課題の解決策を、関係機関と協議の場で話し合い、令和元年度は Ver.3へ改訂を行い、よりよい連携につなげています。

2. 策定方法

都城北諸県医療圏において平成29年9月に実施した調査によると、入院時に介護保険証を確認している医療機関の割合は、63.6%でした。このうち、退院時にケアマネに情報提供をされていない割合は28.3%でした。

また、入院時にケアマネから医療機関に情報提供をされていなかった割合は62.2%でした。

これらの結果より、入退院時の連携を図ることが必要だということが分かりました。

そこで、都城北諸県医療圏内の医療機関、ケアマネ、都城市北諸県郡医師会、都城市、三股町、県長寿介護課、都城保健所などの多くの関係者が、約1年間かけて検討・協議を行い、医療機関とケアマネが連携をとりやすくするためのルールをまとめました。

3. 入退院調整ルールについて

都城北諸県医療圏では、入退院調整ルールを「都城北諸県医療圏における安心入退院ルールブック」としてまとめました。

この「都城北諸県医療圏における安心入退院ルールブック」は、介護を必要とする患者（利用者）さんが、疾患を問わず、都城北諸県医療圏のどの医療機関から退院しても、必要な介護サービスがタイムリーに受けられ、安心して在宅に戻ることができるよう、入退院支援を行う医療機関スタッフとケアマネの情報共有のルールです。

医療機関スタッフとケアマネの皆さんの医療介護連携の一つのツールとして、是非、御活用ください。

今後も引き続き、アンケート調査や協議する場を設けるなどをし、効果を検証する予定です。